

林地開発許可制度の手引き

(令和4年度改訂版)

奈良県水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課

第1章 林地開発許可制度の概要

I 趣 旨

森林は、木材生産機能のみならず、水源かん養、災害の防止、環境の保全等といった公益的機能を有しており、これを通じて国民生活の安全と地域社会の発展に寄与している。

開発行為により破壊された森林の機能の回復は非常に困難であるため、森林における開発行為を行うにあたっては、森林の有する公益的機能を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、これが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務であるとの観点から創設された制度である。

II 根拠法令

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。） 別記1

III 用 語

- 1 「開発行為」とは、森林において土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をいう。（森林の埋立、水没も含む）
- 2 「開発行為をしようとする森林」とは、全体の開発区域のうち森林の部分をいう。
- 3 「開発行為に係る森林」とは、前号の「開発行為をしようとする森林」のうち実際に土地の形質を変更する森林の部分をいう。

IV 許可の対象となる森林

許可の対象となる森林は、法第5条の規定に基づきたてられた地域森林計画の対象となっている民有林（公有林を含む）である。ただし、法第25条の規定により指定された保安林及び法第41条の規定により指定された保安施設地区内の森林は対象外とされている。

注：地域森林計画の対象民有林は、県水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課備え付けの森林計画図による。

V 許可の対象となる開発行為（別記2）

開発行為の規模は、この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、人格、時期、実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものの規模をいう。

（別紙「林地開発行為にかかる一体性の判断基準」参照）

- 1 開発行為に係る森林面積が、1ヘクタールを超える開発行為
- 2 道路の新設又は改築のみを目的とする行為で、その開発行為に係る森林の面積が1ヘクタールを超えるものにあっては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員が3メートルを超える開発行為。この場合、「路肩部分」とは、路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分をいい、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」とは、それぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

VI 許可を要しない開発行為

- 1 国又は地方公共団体が行う場合

なお、下記の法人は、国又は地方公共団体とみなす。

独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の

業務にあっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

- 2 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- 3 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号。以下「省令」という。）第5条で定めるものの施行として行う場合

許可を要しない事業については、別記3のとおりとする。

なお、許可を要しない開発行為についても、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をとって、この制度の趣旨に即して行うこととされている。

VII 許可の基準

開発行為の適否については、森林の保続培養及び森林の生産力の増進に留意して、開発行為をしようとする森林の現に有する公益的機能からみて、次の各号により判断する。
(災害の防止)

- 1 開発行為により開発区域の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれがないか。

(水害の防止)

- 1 の 2 開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないか。

(水資源の確保)

- 2 開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないか。

(環境の保全)

- 3 開発行為により周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないか。

VIII 許可条件

許可には条件を付することができるが、その内容は次に示すもの等である。

- 1 開発行為の施行中において防災のための適切な措置をとること。
- 2 開発行為を中止し又は廃止する場合は、開発行為によってそこなわれた森林の機能を回復するために必要な措置をとること。
- 3 この制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること。

IX 監督処分

次のような場合には、知事は開発行為の中止や復旧を命ずることができる。

- (1) 許可を受けないで開発行為を行った場合
- (2) 許可条件に違反して開発行為を行った場合
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為を行った場合

X 罰 則

次のような場合には、それぞれ3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる。

- (1) 許可を受けないで開発行為を行った場合
- (2) 監督処分に違反した場合

昭和26年6月26日 法律第249号

〔最終改正〕平成30年6月1日 法律第35号

(開発行為の許可)

第10条の2 地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第1項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第10条の3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

第8章 罰 則

第206条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第10条の3の規定による命令に違反した者
- 三 (略)
- 四 (略)

別記2

森林法施行令（抄）

昭和26年7月31日 政令第276号

〔最終改正〕平成30年11月21日 政令第320号

（開発行為の規模）

第2条の3 法第10条の2第1項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあっては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートルとし、その他の行為にあっては土地の面積1ヘクタールとする。

別記3

開発行為の許可を要しない事業

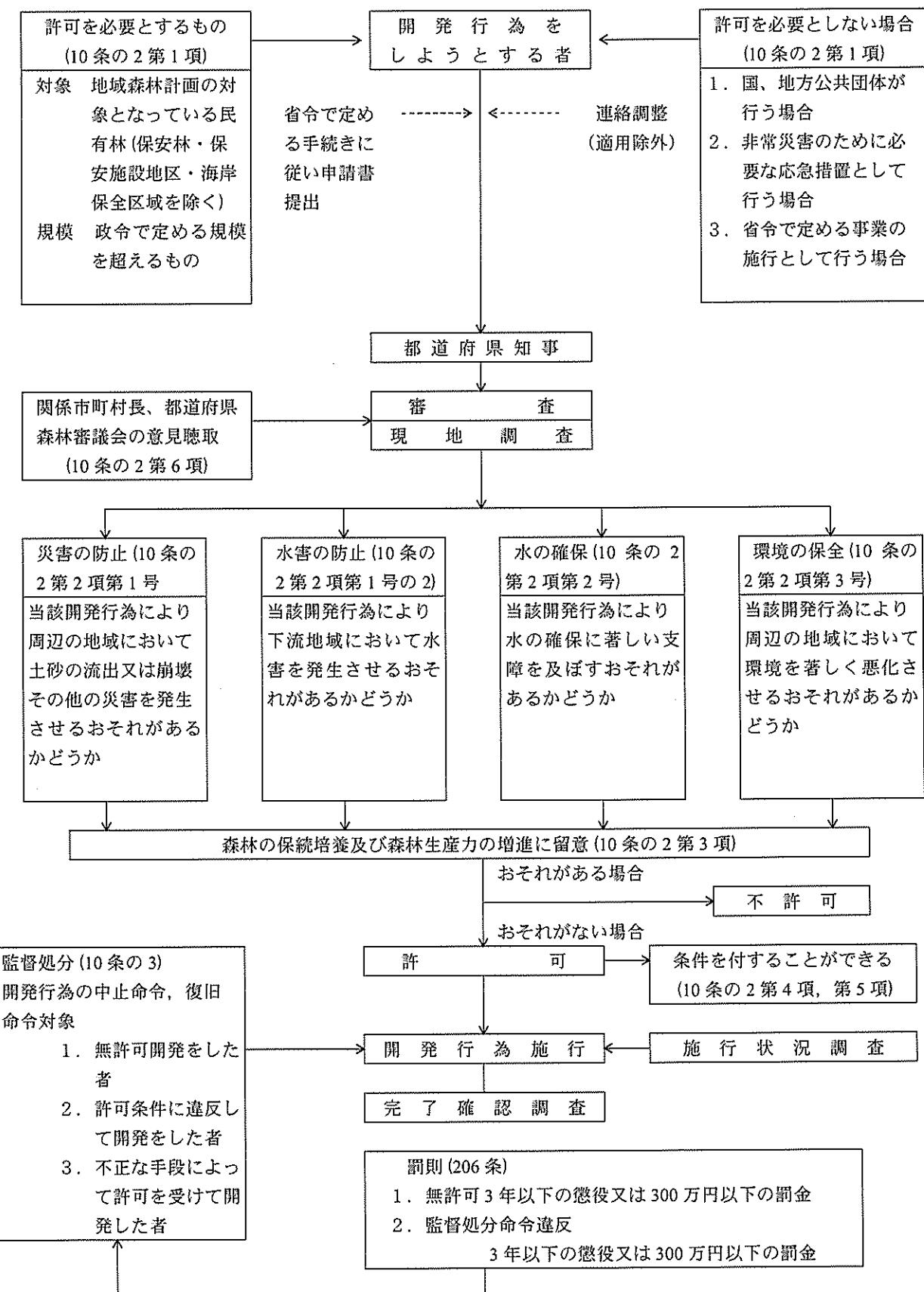
森林法施行規則第5条 抜粋

- 1 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設
- 2 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- 4 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- 5 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する放送事業の用に供用する基幹放送の用に供する放送設備
- 6 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- 7 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- 8 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）

- 9 道路運送法(昭和26年法律第183号) 第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道(同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号) 第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。) 又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。) 若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。) の用に供する施設
- 10 博物館法(昭和26年法律第285号) 第2条第1項に規定する博物館
- 11 航空法(昭和27年法律第231号) による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- 12 ガス事業法(昭和29年法律第51号) 第2条第13項に規定するガス工作物(同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。)
- 13 土地区画整理法(昭和29年法律第119号) 第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- 14 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号) 第2条第6項に規定する工業用水道施設
- 15 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号) 第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- 16 電気事業法(昭和39年法律第170号) 第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- 17 都市計画法(昭和43年法律第100号) 第4条第15項に規定する都市計画事業(第13号に該当するものを除く。)
- 18 熱供給事業法(昭和47年法律第88号) 第2条第4項に規定する熱供給施設
- 19 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号) 第5条第2項第2号に規定する事業用施設

別記4

林地開発許可制度の体系図



第2章 林地開発許可申請の手続要領

I 目的

この要領は、森林法第10条の2の規定に基づく林地開発行為の許可申請を円滑にするため、手続きの細部を定めたものである。

II 事前協議

林地開発許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、許可申請に先立ち、次の事前協議書を県水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課長に提出して協議するものとする

事 前 協 議 書						年 月 日	
奈良県森と人の共生推進課長 殿							
住 所							印
氏 名							
1 事業主の住所氏名						TEL:	
2 設計者の住所氏名						TEL:	
3 工事施行者の住所氏名						TEL:	
4 森林の所在場所							
5 事業又は施設の名称							
6 開発予定地の現況							
区分	普通林	保安林等				計	
面 積						ha	
比 率						%	
7 土地利用計画							
区分						計	
面 積						ha	
比 率						%	
8 開発行為をしようとする森林面積							
9 開発行為に係る森林面積							
10 緑地計画							
区分	残置森林	造成森林	その他緑地			計	
面 積						ha	
比 率						%	
11 法令等による制限の種類と手続状況							
12 事業の概要（全体計画との関連等）							
13 施行予定期間							
14 同意の状況							
15 その他							

注1 面積は実測としヘクタールを単位に、小数第2位（3位四捨五入）まで記入する。

2 比率は小数第1位（2位四捨五入）まで記入する。

- 3 位置図（1/50,000 以上）、土地利用計画平面図（1/3,000 以上）、防災平面図（1/3,000 以上）、地籍図、地番一覧表、森林計画図の写し（水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課の証明のあるもの）、現況写真及び撮影位置図を添付する。
- 4 開発区域、開発しようとする森林区域及び開発行為に係る森林区域の丈量図。

III 林地開発許可申請等

1 林地開発許可申請

申請書は、林地開発許可申請書（省令第4条の申請書の様式）に申請者の本人確認書類（印鑑登録証明書）及び下記IV許可申請書に添付する書類に基づいて作成した図書を添付して知事に提出する。

※提出部数（正本：1部、副本：開発区域に含まれる市町村の数、控え：1部）

2 林地開発許可変更申請

許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、事前に林地開発許可変更申請書（様式第1号）に申請者の本人確認書類（印鑑登録証明書）、当該開発計画に係る計画書、図面及びその他必要な書類を添付して知事に提出する。

IV 林地開発許可申請書に添付する書類

許可申請書に添付する書類は、次のとおりである。ただし、開発の目的、態様に応じて追加し又は省略することができる。

1 開発計画の概要

開発計画概要書（様式第14号）による。

2 申請者の資力、信用に関する書類

次の書類とする。

(1) 資金計画表

支 出 科 目	金 領	収 入 科 目	金 領
用 地 費		自 己 資 金	
工 事 費		借 入 金	
防 災 工 事 費 等			
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
計		計	

注 1 工事費は整地、道路、排水、防災、緑化等に分けて記載すること。

2 工事費について、工事費の内訳明細表又は見積書を添付すること。

##### (2) 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類

預金残高証明書、融資証明書（融資先が金融機関以外の場合は、当該融資先の残高証明書）等

##### (3) 申請者の区分別必要書類

###### ア 個人の場合

- ① 住民票の写し
- ② 直近の年度の所得税に関する納税証明書
- ③ 過去数年の事業実績書

###### イ 法人の場合

- ① 当該法人の履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ② 定款又は寄付行為

③ 財務諸表等（直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書、その他の団体の財務状況を明らかにすることができる書類）

④ 直近の事業年度の法人税に関する納税証明書

⑤ 過去数年の事業実績書

ウ 法人でない団体

① 代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

② 財務諸表等（イの③と同様）

③ 過去数年の事業実績書

3 開発計画に関する書類

次の(1)～(6)とする。

(1) 防災計画書

ア 防災施設の内容と経費

工種	数量	経費	備考
えん堤			
擁壁			
沈砂池			

イ 防災計画をたてるにあたって特に配慮した事項

ウ 防災施設の施行順序、方法及び施行にあたって特に配慮した事項（工種毎に明示すること。）

エ 防災施設の維持管理者と管理方法（工種毎に明示すること。）

オ その他災害を防止するうえでの特記事項

(2) 水害防止計画書

前記の「防災計画書」に準ずる。

(3) 水源確保の計画書

ア 水源確保の施設の内容と経費

工種	数量	経費	備考
導水路			

イ 周辺地域のかんがい用水の確保に及ぼす支障の程度と対策

ウ 周辺地域の飲用水の確保に及ぼす支障の程度と対策

エ 開発行為の施行中及び施行後における汚濁水の流出防止の方法

オ 水源確保の施設の維持管理者と管理方法（工種毎に明示すること。）

(4) 環境の保全計画書

ア 駆音、粉じん等周辺の生活環境に及ぼす支障の程度と対策

イ 自然景観の維持に及ぼす影響の程度と対策

ウ 周辺地域の林業活動、その他産業活動に及ぼす支障の程度と対策

エ 周辺地域の交通に及ぼす支障の程度と対策

オ その他環境を保全するうえでの特記事項

(5) 開発行為の施工工程表

(6) その他必要とするもの

#### 4 緑地計画に関する書類

次の(1)～(5)とする。

##### (1) 緑地計画表

記号 種別	面積					計
残置森林						
造成する森林						
その他緑地						
計						

注 緑地記号は、緑地計画平面図の記号と一致させる。(以下同じ)

##### (2) 造成する森林の計画

記号 樹種	植栽本数					計
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
計						
面積						
客土の有無						

(3) その他緑地の計画

記号 緑化方法	面積					計
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
計						

注 緑化方法は、種子吹付、播種、張芝、植樹（低木）等に区分する。

##### (4) 緑地の維持管理計画

種別	記号	面積	維持管理者	協定書等の有無	備考
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
計					

注 1 種別は、残置森林、造成する森林及びその他緑地とする。

2 面積は、種別毎に小計をとり、最後に合計をとる。

3 市町村等申請者以外の者が維持管理する場合は、市町村等との維持管理についての協定書を添付する。(無い場合は、その理由を備考欄に明記する。)

4 申請者が、維持管理する場合は、下記による誓約書を添付する。

緑地の維持管理に関する誓約書

年 月 日

奈良県知事 殿

住所

氏名

印

次の緑地について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

I 緑地の所在場所及び面積

種別	記号	市町村	大字	字	地番	面積	備考
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

II 緑地の区域

別添図面のとおり（緑地の区域図面を添付すること）

記

（緑地の保全）

1 緑地は、他の目的に転用せず保存します。

（地域森林計画の遵守）

2 緑地が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

（造林の実施）

3 緑地のうち補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

（保育の実施）

4 緑地について下刈、つる切り、除草等の保育作業を行います。

（立木の伐採）

5 緑地の立木を伐採する場合は、あらかじめ知事に届け出てその承認を得ます。

（誓約事項の承継）

6 緑地の所有権、その他の緑地を利用する権利を他に譲渡するときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

5 開発行為の施行の妨げとなる者の同意を証する書類

次の(1)～(6)とする。

(1) 開発区域及び隣接地の所在場所と同意の状況

第2章様式第15号による。

(2) 法務局備え付け地籍図（開発区域内及び隣接関係がわかる開発区域外）

（不動産登記法第14条地図。無い場合は、旧土地台帳附属地図（公図）及び地積測量図）

(3) 開発区域内及び開発区域隣接地の登記簿謄本又は登記事項証明書

(4) 開発区域内においては、申請者以外の土地所有者等の権利者の同意及び当該同意者の本人確認書類（印鑑登録証明書）（地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等の他、土地が保全処分の対象になっている場合は、保全処分をした者を含む）

(5) 隣接地においては、民有地の場合は境界確認書。

里道・水路等公共物の場合は境界確定書。

境界確認書がない場合は、隣接地所有者からの境界または事業についての同意書。

ただし、国土調査等で境界確認済であることが明らかな場合は省略可。

開発行為に関する工事の施行の妨げとなる者の同意

開発行為者 の施行に係る開発事業計画については異議がないので工事施行に同意します。

権利の対象	物件の所在地	地目	権利の種類	年月日	権利者住所氏名	印

注 上記の様式は一例であって個々に同意書を取得しても良い。

(6) 売買契約書の写し

所有権移転登記未了の場合に添付する。

6 関係市町村等との協議を証する書類

次の(1)～(4)とする。

- (1) 関係市町村と協定書を締結している場合は、その協定書の写し
- (2) 地元自治会との事前協議の経緯説明書
地元住民と協定等を締結している場合は、協定書の写し
- (3) 飲用水、かんがい用水等の水源に係る権利者の承諾書又は協定書
(開発区域からの一次放流先の水利組合は含む)
- (4) 河川管理者、排水施設管理者との事前協議の内容を記した文書及び河川法、国有財産法、道路法等に基づく占用許可、形状変更許可書等の写し、調整池管理等に関する協定書

7 他法令等の許認可等必要とする手続の状況を証する書類

次の(1)～(2)とする。

- (1) 他法令等の許認可書等の写し (手続中の場合は、申請書の写し)
- (2) 他法令等の許認可申請等の概要 (開発計画書、許認可条件等)

8 図面類

下記表による。

図面	縮尺	明示事項	備考
1 位置図	1/50,000 以上の地形図	開発行為をしようとする区域の位置	赤色でふち取りする
2 全体計画図	"	全体計画、期間計画の区別 (開発計画が大規模で長期にわたるもの一部について許可申請を行う場合に必要)	
3 区域図	1/5,000 以上の地形図	開発行為をしようとする全体の区域 残置森林として保全する森林の区域 開発行為に係る森林の区域 行政界及び大字の境界 開発行為をしようとする区域内及び隣接する土地の地番、形状	赤色でふち取りする 緑色でぬりつぶす 茶色でぬりつぶす 茶色でぬりつぶす 次の施行同意取得状況図が地形図の場合は不要
4 施行同意取得状況図 (地積図)		開発をしようとする区域内及び隣接する土地の地番、形状 地番ごとの施行同意取得状況	地番区画内に 申請者:所 施行同意済:同 施行同意未済:未 として記入する
5 現況図	1/5,000 以上の地形図	開発行為をしようとする全体の区域 水路、河川、林況 (相当範囲の外周区域を包括すること)	赤色でふち取りする 水路、河川は青色 林況は林種区分 人工林:濃緑、天然林:淡緑 その他:茶により明示する
流域現況図	1/50,000 以上の地形図	流域の地形、土地利用の実態、河川の状況 (河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させられない地点の位置等)	
6 求積図	1/5,000 以上の地形図	開発行為をしようとする全体の区域 開発行為をしようとする森林の区域 開発行為に係る森林の区域 緑地の種類別の面積	座標求積等により算定した求積表(書)を添付する
7 土地利用	1/5,000	開発区域の境界	赤色でふち取りする

計画図	以上の地形図	施設又は工作物の位置、形状、名称 凡例	
8防災計画平面図	1/5,000以上の地形図	開発区域の境界	赤色でふち取りする
		切土、盛土の施行区域の位置、形状	切土(黄)、盛土(茶)に着色
		工事中の集水区域及び集水区域面積	小流域毎に区分する
		工事中の雨水排水路の位置、種類、材料、形状、寸法、勾配及び水の流れ方向	
		防災施設の位置、形状、寸法、名称及び記号	
		法面の位置、形状、勾配及び記号、縦横断線の位置及び記号	
		凡例	
9縦横断面図	1/1,000以上	縦横断面線の記号	防災計画平面図の記号と一致させる
		区域境界位置	必要な範囲の外周区域も含める
		現地盤面と計画地盤面	現地盤は細く、計画地盤は太く表示する
		切土、盛土の位置、形状	切土(黄)、盛土(茶)に着色
		法面、道路、敷地、その他施設の位置及び形状	
		計画地盤高	
10法面の定規図	1/100以上	法面の高さ、勾配	
		防災施設の位置、形状、寸法	
		法面保護の方法	種子吹付、植栽、法枠等を明示する
11防災施設等工作物の構造図	1/200以上	施設等の正面、断面、平面及び記号	記号は、防災計画平面図の記号と一致させる
		施設等の寸法、材料の詳細	
12雨水排水計画平面図	1/5,000以上の地形図	開発区域の境界	赤色でふち取りする
		集水区域及び面積(各集水区域毎に記号を付する)	区域外の集水区域も図示できる範囲で明示する
		排水施設の位置、種類、形状、寸法、勾配及び水の流れの方向	外周区域の水路改修、排水施設の設置範囲を包括する
		凡例	
13道路計画平面図	1/500以上の地形図	測点、道路幅員、曲率	開発行為の目的が専ら道路の新設又は改築である場合及び進入道路についてのみ作製する
		側溝、工作物の位置、形状及び寸法	
		縦横断線の位置及び記号	
		凡例	
14道路計画縦横断面図	1/500以上	側点、勾配、記号	同上 記号は道路計画平面図の記号と一致させる
		現地盤面と計画地盤面	
		単距離と追加距離	
		道路幅員、側溝、工作物の形状・寸法	
15緑地計画平面図	1/5,000以上の地形図	緑地の種類、位置、形状、面積、名称及び記号	残置森林(濃緑)、造成する森林(淡緑)、樹木地(茶)、その他緑地(黄)ごとに色分け

		凡例	
16植樹計画図	1/200以上	植栽木の種類、植栽場所の形状、植栽本数、植樹の配置	公園、広場、緑地帯等の植栽地ごとに作製する
		記号	緑地計画平面図の記号と一致させる
17建築物等の概要図			
18森林計画図		開発しようとする全体の事業区域	全体の事業区域を表示 (計画図は、水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課の証明のあるもの)
19現況写真及び撮影位置図		全景及び部分の写真	事業区域を赤でふち取り 写真の撮影方向を表示

9 土量計算書

切土、盛土、捨土の区別別土量

10 防災施設等工作物の設計根拠

次の(1)から(3)とする。

- (1) 各施設の設計基礎数値
- (2) 工作物の安定計算
- (3) その他必要とするもの

11 水理計算書

次の(1)から(3)とする。

- (1) 算定基礎数値
- (2) 流量計算
- (3) その他必要とするもの

12 盛土高が15mを超える場合は盛土の安定計算

省令第4条の申請書の様式

林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
申請者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
備 考	

- 注意事項
- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位(5位四捨五入)まで記載する。
 - 3 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況等を記載する。
 - 4 開発行為に係る森林の地番が全部記入できない場合は、別に地番明細書を添付する。

様式第14号

開発計画の概要								
申請者の住所・氏名								
設計者の住所・氏名								
工事施工者の住所・氏名								
森林の所在場所								
事業又は施設の名称								
現況	区分	普通林	保安林等				合計	
	面積						ha	
	比率						%	
計画の概要	土地利用	区分					合計	
	面積						ha	
	比率						%	
	緑地	残置森林						ha
		造成する森林						ha
		その他緑地						ha
計							ha	
開発行為をしようとする森林面積				ha				
開発行為に係る森林面積				ha				
残置又は造成する森林及び緑地面積				ha				
所有区分	森林	同意あり				同意なし	森林合計	
		自己所有		他人所有				
		ha	筆	ha	筆	ha		筆
		%	%	%	%	%		%
森林以外	森林	同意あり				同意なし	森林以外合計	
		自己所有		他人所有				
		ha	筆	ha	筆	ha		筆
		%	%	%	%	%		%
他法令等による制限				関係集落、市町村等の意見				

注1 各面積は実測とし、少数第4位まで（5位四捨五入）記入する。ただし所有区分については公簿面積でもよい。

2 各比率は少数第1位まで（2位四捨五入）記入する。

樣式第15号

開発区域及び隣接地の所在場所と同意の状況

- 1 区分欄は、開発区域内、隣接地の別とし、区分ごとに作成する。
2 現況欄は、開発行為をしようとする森林に該当する場合に○印を記入する。
3 係る森林欄は、開発行為に係る森林に該当する場合に○印を記入する。
4 面積は登記面積だけでも良い。ただし、実測面積合計欄は必ず記入する。
5 同意のないものについては、備考欄に未同意の理由及び同意の見込みについて記入する。
6 複数枚にわたる場合は、1枚ごとに小計を設ける。

第3章 林地開発行為の許可基準

この許可基準は、森林法第10条の2第2項及びこれに基づく通達並びに奈良県の基準によるものであり、林地開発行為はこの基準に適合するものでなければならない。

I 災害防止の要件

- 1 開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であること。なお、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とする。

また、太陽光発電施設を自然斜面に設置する場合において、区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壤を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壤に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置することとする。

- 2 切土、盛土又は捨土（以下「切土等」という。）は次によること。

切土等を行う場合には、その工法が法面の安定を確保すること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土等を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

(1) 工法等は、次によること。

- ア 切土は、原則として階段状に行う等、法面の安定が確保されるものであること。
- イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、30~40センチメートル毎に十分締め固めを行う。
- ウ 土石の落下により下面斜面等の荒廃のおそれがある場合には、柵工の実施等の措置を講ずる。
- エ 大規模な切土又は盛土を行う場合は、融雪、豪雨等により災害が生じないよう工事時期、工法等について適切に配慮する。
- オ 法面の安定確保に必要がある場合は、下記3及び同4に基づき適切な措置を講ずる。

(2) 切土

- ア 法面勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態を調査し下記表1の標準値と合せ、総合的判断によって現地に適合した安全なものとする。
- イ 法面には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設の設置等の崩壊防止の措置を講ずる。
- ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合は、杭打ち等の措置を講ずる。

表1 切土の標準法面勾配 (道路土工 切土工・斜面安定工指針より)

地山の土質及び地質		切土高	勾配
硬 岩			1:0.3 ~ 1:0.8
軟 岩			1:0.5 ~ 1:1.2
砂			1:1.5 ~
砂 質 土	締まっているもの		5m以下 1:0.8 ~ 1:1.0 5~10m 1:1.0 ~ 1:1.2
	締まっていないもの		5m以下 1:1.0 ~ 1:1.2 5~10m 1:1.2 ~ 1:1.5
	締まっているもの又は粒度分布の良いもの		10m以下 1:0.8 ~ 1:1.0 10~15m 1:1.0 ~ 1:1.2
	締まっていないもの又は粒度分布の悪いもの		10m以下 1:1.0 ~ 1:1.2 10~15m 1:1.2 ~ 1:1.5
礫質土、岩塊又は玉石混じりの砂質土			10m以下 1:0.8 ~ 1:1.2 10~15m 1:1.0 ~ 1:1.2
粘土、粘質土			10m以下 1:0.8 ~ 1:1.2
岩塊又は玉石混じりの粘質土、粘土			5m以下 1:1.0 ~ 1:1.2 5~10m 1:1.2 ~ 1:1.5

(3) 盛土

- ア 法面勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態を調査し下記表2の標準値と合せ、総合的判断によって現地に適合した安全なものとする。
- イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- ウ 法面には、原則として高さ5メートル毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設の設置等の崩壊防止の措置を講ずる。
- エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合は、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置を講ずる。

表2 盛土の標準法面勾配 (道路土工 盛土工指針より)

盛土材料	盛土高	勾配	摘要
粒度の良い砂、礫および細粒分混じり礫	5m以下	1:1.5~1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂	10m以下	1:1.8~1:2.0	
岩塊(すりを含む)	10m以下	1:1.5~1:1.8	標準のり面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
	10~20m	1:1.8~1:2.0	
砂質土、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5m以下	1:1.5~1:1.8	
	5~10m	1:1.8~1:2.0	
火山灰質粘性土	5m以下	1:1.8~1:2.0	

注：盛土高は、のり肩とのり尻の高低差をいう。

(4) 捨土

- ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行う。
この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮のうえ設定すること。
- イ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置、擁壁の設置等は、盛土に準じて行い、土砂の流出のおそれがないものとする。

ウ 沢を埋めることは極力避け、やむを得ず沢を埋める場合には、旧沢に口径の大きい暗渠排水溝を設け、周囲から侵入する地下水を排除する。

エ 上流の沢からの水が捨土の中に入らないように、捨土の最終出来形の最も低い場所に渓流水が呑み込める十分な大きさの水路工を設ける。この場合、ウのほか旧地形の湧水箇所、湿地等に暗渠を設け、水路工に誘導し、地表に導く。

オ 捨土場所は、地表に水が滞留しない程度の勾配を付け、最も低い場所に水路工を設ける。

カ 水路工は、地表水を効果的に排水できるように枝状に設けるとともに地表水の浸透を防止できる構造とする。

キ 捨土の下流末端には崩壊を防止する土留工等崩壊防止施設を設ける。

3 擁壁等の設置は次によること。

(1) 擁壁等の設置を必要とする場合

切土等を行う法面勾配が前記2によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講ずる。

なお、「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法面勾配が30度(1:1.73)より急で、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、次の(7)～(I)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(7) 硬岩盤である場合

(イ) 軟岩(風化の著しいものを除く。)の場合

a 法面勾配が60度(1:0.58)以下の場合

b 法面勾配が60度(1:0.58)を超え80度(1:0.18)以下であって、かつ、高さが5メートル以下の場合

(ウ) 風化の著しい岩の場合

a 法面勾配が40度(1:1.19)以下の場合

b 法面勾配が40度(1:1.19)を超え50度(1:0.84)以下であって、かつ、高さが5メートル以下の場合

(I) 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するものの場合

a 法面勾配が35度(1:1.43)以下の場合

b 法面勾配が35度(1:1.43)を超え45度(1:1.00)以下であって、かつ、高さが5メートル以下の場合

なお、上記の(7)～(I)においてaに該当する法面によって上下に分離されたbに該当する法面があるときは、aに該当する法面の部分は存在せず、その上下のbに該当する法面は連続しているものとみなす。

イ 盛土又は捨土により生ずる法面の勾配が30度(1:1.73)より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合

(2) 擁壁の構造

ア 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊又は沈下しないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒又は滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

ウ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられること。

4 法面保護

切土等を行った後の法面が雨水、渓流等により侵食されるおそれがある場合には、下記により法面保護の措置が講ぜられること。

(1) 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とする。

- (2) 植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合は人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）を行う。
- (3) 工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行する。
- (4) 表面水、湧水、渓流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合は、排水施設又は擁壁の設置等の措置を講ずる。この場合における擁壁の構造は前記3(2)によるものであること。

5 えん堤等の設置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合は、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられること。なお、えん堤等の設置は、次の技術的細則によるものとする。

- (1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された流出土砂量を貯砂しうるものとする。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間におおむね200立方メートルないし400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定める。

イ 工事期間が4ヶ月未満のものは4ヶ月として計算すること。

ウ 開発行為の終了後における、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、下表により積算するものとする。（この場合における流出土砂量は、原則として下表を標準とするが、地形、地被状態等を考慮して適切に定められる必要があり、通常3年間について想定される量が用いられている。また、大規模な開発行為及び当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、通常5年間の土砂流出量が見込まれている。）

地表状態別のヘクタール当たり年間流出土砂量の標準値

裸 地	(工事後 3年目まで)	-----	50 立方メートル
裸 地	(工事後 3～5年目)	-----	20 立方メートル
草 地	-----	-----	15 立方メートル

- (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置とする。
- (3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通達）によるものであること。

6 排水施設の設置

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合は、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。排水施設の能力及び構造は次による。

- (1) 排水施設の能力は次によること。

ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定めること。この場合、計画流量は次式により、流速は原則としてマニング式により求める。

$$Q = v \cdot A \quad [Q: \text{流下能力} (\text{m}^3/\text{sec}), v: \text{流速} (\text{m}/\text{sec}), A: \text{断面積} (\text{m}^2)]$$

$$v = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad (\text{マニング式})$$

[n:粗度係数(表3), R:径深(断面/潤辺), I:勾配]

イ 排水施設の計画に用いる雨水流出量は次式による。

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A \quad (\text{合理式})$$

[Q:雨水流出量 (\text{m}^3/\text{sec}), f: 流出係数,

r: 設計雨量強度 (\text{mm}/hour), A: 集水区域面積 (ha)]

前式の適用に当たっては、次による。

- (ア) 流出係数は、表4を参考として定めること。ただし、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、表4によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9から1.0までとする。

- (イ) 設計雨量強度は、到達時間を勘案して定めた単位時間内の10年確率で想定される雨量強度として表5による。なお、表5の設計降雨強度の使用範囲は、大和川流域内とし、その他の地域は地域性により表6による割増をすること。
- (ウ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じて、算出されたものより大きく（1.2倍以上に）定めること。

表3 マニング式に用いる粗度係数

区分			粗度係数	平均値
人 工 水 路	素 堀	土	0.020～0.025	0.023
		砂 磨	0.025～0.040	0.033
		岩 盤	0.025～0.035	0.030
	現場施工	セメントモルタル	0.010～0.013	0.012
		コンクリート	0.013～0.018	0.016
		粗 石	練 積	0.015～0.030
			空 積	0.023～0.035
	工場製品	遠心力鉄筋	コンクリート管	0.011～0.014
		コンクリート管		0.012～0.016
		コルゲートパイプ		0.016～0.025
		鉄 管		0.011～0.015
自然 水 路	線形、断面とも規則正しく、水深が大きいもの		0.025～0.033	0.029
	同上で河床礫、草岸のもの		0.030～0.040	0.035
	蛇行していて淵や瀬のあるもの		0.033～0.045	0.039
	蛇行していて水深が小さいもの		0.040～0.055	0.048
	水草の多いもの		0.050～0.080	0.065

表4 流出係数

区分 地表状態	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大
林 地	0. 6～0. 7	0. 5～0. 6	0. 3～0. 5
草 地	0. 7～0. 8	0. 6～0. 7	0. 4～0. 6
耕 地	—	0. 7～0. 8	0. 5～0. 7
裸 地	1. 0	0. 9～1. 0	0. 8～0. 9

(注) 区分欄の浸透能は地形・地質・土壤等の条件によって決定されるが、区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大とされている。

表5 設計雨量強度

流 域 面 積	設計雨量強度
50ヘクタール以下	116 mm/hr
100ヘクタール以下	93 mm/hr
500ヘクタール以下	78 mm hr

表6 地域性による割増係数

流 域 名	市 町 村 名	割増係数
大和川流域		1.0倍
淀川流域		1.3倍
紀の川流域	五條市(右岸)	1.2倍
	上記以外の市町村	1.3倍

注 上記以外の区域は、大和川流域との相関を求めて降雨強度式を修正して使用す

るものとする。

(2) 排水施設の構造

- ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置すること。
- イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なマス又はマンホールの設置等の措置を講ずること。
- ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合は、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。
- エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画すること。
なお、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ること。
- オ 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

7 洪水調節池等の設置

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

- (1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

「下流におけるおける流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とすることとする。

- (2) 余水吐の能力はコンクリートダムにあっては、100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのそれの1.2倍以上のものであること。

(3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

なお、洪水調整池の設置は、原則として県土マネジメント部河川整備課の指導によるほか下記の基準によること。

- ① 「防災調整池等技術基準（案）」（昭和62年3月住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、日本河川協会）
- ② 「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」（昭和62年3月住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、日本河川協会）

8 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合は、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

II 水害防止の要件

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

洪水調節池等の設置は、次によること。

- 1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができ

出来ない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、Iの7の(1)によるものであること。

- (1) 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とする。
 - (2) 「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。
- 2 余水吐の能力は、Iの7の(2)によるものであること。
 - 3 洪水調節の方式は、Iの7の(3)によるものであること。

III 水源確保の要件

- 1 他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられていること。
- 2 導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合は、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないこと。
- 3 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合は、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられていること。

IV 環境保全の要件

- 1 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

なお、森林等の確保は、次によること。

- (1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むをえず一時に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、表7の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置し又は造成する森林又は緑地は、表7の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表7に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ表7に準じて適切に措置されていること。

表7

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね30パーセント以下とする。</p>
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。</p> <p>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所当たりおおむね5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する</p>
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント以上とする。(残置森林率おおむね40パーセント以上)	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20メートル以上)を配置する。</p>
宿泊施設 レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント以上(残置森林率おおむね40パーセント以上)とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
住宅団地の設置	森林率はおおむね20パーセント以上(緑地を含む)	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
土石等の採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね25パーセント以上。(残置森林率おおむね15パーセント以上)とする。	<p>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

(注) 1 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齡林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

3 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

4 住宅団地の造成に係る「緑地」には、公園または広場の緑地、緑地帯、緑道、のり面緑地等を含む。

(2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表8を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するように努めるものとする。

表8

樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2, 000 本
2メートル	1, 500 本
3メートル	1, 000 本

- 2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保存等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われること。
 なお、「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。
- 3 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられること。

V その他

- 1 太陽光発電施設を目的とした開発行為の場合は、以下の事項について配慮することとする。

(1) 事業終了後の措置について

太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むことが望ましい。

(2) 住民説明会の実施等について

防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。特に、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

(3) 景観への配慮について

開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

2 その他参考事項

- (1) 宅地造成事業についての法第10条の2第2項第1号の基準の適合性の判断に当たっては、原則として都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第7号の基準及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条の基準に適合することをもってこれに適合するものとする。
- (2) 宅地造成事業についての法第10条の2第2項第1号の2の基準の適合性の判断に当たっては、都市計画法第33条第1項第3号の基準及び宅地造成等規制法第9条の基準に適合することをもってこれに適合するものとする。

第4章 許可条件としての届出等

I 許可条件としての届出等

森林法第10条の2第4項の規定により、許可条件としての届出等は次のとおりである。

- 1 林地開発許可変更申請書（様式第1号）
- 2 林地開発行為変更届出書（様式第2号）
　　軽微な変更である場合に届け出ること。（許可期間の延長や開発面積の微少な変更等の場合）
- 3 林地開発行為着手（再開）届（様式第3号）
- 4 住所等変更届（様式第4号）
- 5 林地開発行為完了届（様式第5号）
　　工事記録写真、出来高図面を添付する。
- 6 林地開発行為中止（廃止）届（様式第6号）
　　中止（廃止）後の防災措置等について、その計画書及び図面を添付する。
- 7 林地開発行為者の地位承継届（様式第7号）
　　林地開発行為者たる権原を取得したものは速やかに届け出ること。
　　地位承継を証する書類及び別に指示する書類を添付する。
- 8 林地開発行為者の地位譲渡届（様式第8号）
　　譲渡前でのできるだけ早い時期に届け出ること。
- 9 土地の権利譲渡届（様式第9号）
　　譲渡前でのできるだけ早い時期に届け出ること。また、別に指示する書類を添付する。
- 10 林地開発行為地災害発生届（様式第10号）
　　被災状況を図面及び写真で明示する。また、復旧に必要な計画書及び図面を添付する。
- 11 林地開発行為施行状況報告書（様式第11号）
　　工事着手後、指示された期間毎に完了するまでの間報告する。
- 12 林地開発許可標識（様式第12号）
- 13 林地開発行為協議書（様式第13号）
　　林地開発許可制度の適用を受けない開発行為について使用する。

II 林地開発行為に関する写真撮影

別記「林地開発行為に関する写真撮影要領」による。

様式第1号

林地開発許可変更申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
申請者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日奈良県指令 第 号
変更の理由	
変更後の開発行為に 係る森林の所在場所	
変更後の開発行為に 係る森林の面積	
変更の内容	
完了予定年月日	
備考	

注意事項 備考欄には他法令等による許認可その他の処分を要する場合に、その手続状況を記載すること。

様式第2号

林地開発行為変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日奈良県指令 第 号
変更の理由	
変更後の開発行為に 係る森林の所在場所	
変更後の開発行為に 係る森林の面積	
変更の内容	
完了予定年月日	
備考	

注意事項 備考欄には他法令等による許認可その他の処分を要する場合に、その手続状況を記載すること。

様式第3号

林地開発行為着手（再開）届

年　月　日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名 (法人にあっては、各級及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり着手（再開）したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年　月　日奈良県指令 第　号
着手（再開）年月日	
完了予定年月日	
開発行為の名称	
工事施工者の 住 所 氏 名	(TEL)
現場管理者の 住 所 氏 名	(TEL)

様式第4号

住 所 等 変 更 届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為者の住所、氏名を次のようにおり変更したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日奈良県指令 第 号
変更前の住所 氏名	
変更後の住所 氏名	

注意事項 当該変更に係る事実を証する書類を添付すること。

様式第5号

林地開発行為完了届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日奈良県指令 第 号
完了 年 月 日	
開発行為の名称	
工事施工者の 住 所 氏 名	(TEL)
現場管理者の 住 所 氏 名	(TEL)

注意事項 工事記録写真及び出来高図面を添付すること。

林地開発行為中止（廃止）届

年　月　日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名 (法人にあっては、各務及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり中止（廃止）したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年　月　日奈良県指令 第　号
中止（廃止）年月日	
中止（廃止）の理由	
工事中止（廃止）時点における開発行為進行状況	
中止（廃止）後の措置	

注意事項 中止（廃止）後の防災措置等について、その計画書及び図面を添付すること。

林地開発行為者の地位承継届

年　月　日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為者の地位を次のとおり承継したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年　月　日奈良県指令　第　号
許可を受けた者の 住 所 氏 名	
開発行為に係る森林 の 所 在 場 所	
承 継 の 原 因	

注意事項 地位承継を証する書類及び別に指示する書類を添付すること。

林地開発行為者の地位譲渡届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為者の地位を次のとおり譲渡するので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日奈良県指令 第 号
承継者の住所 氏名	
開発行為に係る森林 の所在場所	
譲渡の原因	

注意事項 別に指示する書類を添付すること。

土 地 の 権 利 譲 渡 届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る土地の権利を次のとおり譲渡するので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日奈良県指令 第 号
譲渡に係る土地の所在場所	
譲受者の住所・氏名	(TEL)

注意事項 別に指示する書類を添付すること。

林地開発行為地災害発生届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域に次のことおり災害が発生したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日奈良県指令 第 号
災害発生年月日	年 月 日
災害発生の区域	
被災の状況	
復旧の方法	
復旧完了予定年月日	年 月 日

- 注意事項 1 被災状況は図面及び写真で明示すること。
2 復旧に必要な計画書及び図面を添付すること。

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
報告者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の進捗状況を次のとおり報告します。

年 月 日現在

許可年月日及び番号		年 月 日奈良県指令 第 号		
設 計		出 来 高		進 捗 率 %
工 種	数 量	工 種	数 量	

注意事項 数量及び進捗率は、小数点1位四捨五入、整数止めとすること。

林地開発許可標識	
許可年月日及び番号	年　月　日 奈良県指令 第　号
開発行為の期間	年　月　日から　年　月　日まで
開発行為の目的	
開発行為者 住所・氏名	(TEL)
工事施工者 住所・氏名	(TEL)
現場管理者 住所・氏名	(TEL)
開発行為区域の略図 (注) 現在位置・周辺の道路等を含めた略図とする。	

注意事項 材料は指定しないが記入事項が工事完了時まで明示できること。

林地開発行為協議書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
協議者
氏 名 (法人にあっては、各社及び代表者の氏名) 印

林地開発許可制度の適用を受けない下記の林地開発行為について協議いたします。

開発行為の位置	
開発行為に係る森林面積	
施行主体	
事業の名称	
備考	

- 注意事項
- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位（5位四捨五入）まで記載すること。
 - 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況等を記載すること。
 - 3 開発行為に係る森林の地番が全部記入できない場合には、別に地番明細書を添付すること。
 - 4 別に指示する書類を添付すること。

別記 林地開発行為に関する写真撮影要領

I 総 則

1. 目 的

林地開発行為の適正な実施と管理をはかるため、施行経過を明確にし、施行後の工事内容の確認の資料とする目的とする。

2. 原 則

開発許可申請者（又は、工事施行者）は、この要領により林地開発行為に関する経過写真の撮影を行うものとする。

II 対象及び方法

1. 対 象

写真撮影の対象は、次のとおりとする。

- (1) 工事用材料
- (2) ダム類
- (3) 土留工（埋設工を含む）
- (4) 水路工、暗渠工
- (5) 法面保護工
- (6) 捨土
- (7) その他の工種

2. 方 法

工事用材料の規格、寸法、ならびに工作物（工種別、番号別）の施行前、施工中、完成後の状況を、次に述べる方法によって系統的に撮影する。

写真撮影にあたっては、開発行為地、撮影年月日、構造物の形状、寸法等が判別できるよう、箱尺、ポール、スケール、黒板等を用いて撮影し、延長の長いものは連続写真とする等、施行後工事の内容を的確に把握できるよう撮影する。

(1) 工事用材料

工事に使用する石材、緑化資材、その他材料についてそれぞれ規格、寸法、及び集積状況を撮影し、種子、肥料、土等を調合しなければならないものについては、その配合状況を撮影する。

(2) ダム類

ア. 施行前の全景を撮影する。

イ. 床掘完了後、延長、幅、高さ等の床掘状況が確認できるよう撮影する。

ウ. コンクリートダムにあっては、型枠組立、延長、幅等を確認できるよう撮影する。

エ. コンクリート打設状況については、捣固め、打ち継ぎ面の処理、養生方法等の状況が判別できるよう打設1.0m毎に撮影する。

オ. フィルダムにあっては、心壁（はがね）の施工状況及び堤体の締固め状況を撮影する。

カ. 埋戻し前の完了状況を撮影する。

(3) 土留工（埋設工を含む）

- ア. 床掘完了後、延長、幅、高さ等の床掘状況が確認できるよう撮影する。
- イ. コンクリート工については、ダム類に準ずるが、練積工については、根石（ブロック積等を含む）据付状況、裏型枠の使用状況、胴込及び裏込コンクリートの捣固め、裏込礫の施工状況等を撮影する。
- ウ. 蛇籠工については、玉石詰込み状況、止め杭打込みの状況を撮影する。
- エ. 埋戻し前の完了状況を撮影する。

(4) 水路工、暗渠工

- ア. 水路工、暗渠工については、床掘状況、使用材料の形状、寸法及び施工内容が竣工後確認できるよう撮影する。
- イ. 埋戻し前の完了状況を撮影する。

(5) 法面保護工

- ア. 法枠ブロック、張ブロック等の施工状況を撮影する。
- イ. 柵工等は、打込杭の長さ及び打込状況等を撮影する。
- ウ. 盛土については、水平層に盛土する状況及び締固め状況を撮影する。

(6) 捨 土

- ア. 土捨場は、土砂の流出防止措置が行われている状況を撮影する。
- イ. 土捨場が急傾斜地及び湧水のない場所であることを撮影する。

(7) その他

他の工種等必要なものについて撮影する。

III 整 理

- (1) 写真の大きさは、原則として名刺大とする。特に必要なものについてはこの限りでない。
- (2) 写真は写真帳に整理してはりつける。
- (3) 写真帳の表題は
 - 宅地造成工事工程写真帳
 - カントリークラブ造成工事工程写真帳等とし、施工場所、許可番号、申請者（施行者）を記入する。
- (4) 貼付した写真には、撮影年月日、被写体の位置・部分、内容の説明、その他必要事項を記載する。